

各障がい児通所支援事業所 管理者 殿

福岡県福祉労働部長  
(障がい福祉課障がい福祉サービス指導室)

放課後等デイサービス事業所における夏季休業期間の  
学校休業日単価の取扱いについて

このことについては、「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて(その2)」(令和2年6月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)のQ28により、「学校の授業がない児童と、夏季休業期間中の授業終了後に利用する児童が混在する場合でも、地域ごとに定められた夏季休業期間であれば、学校休業日単価を適用することとします。」とされています。

については、福岡県内の各市町村の夏季休業日単価の取扱いの適用期間を、別添の一覧表にてお示ししますので、事業所が所在する市町村の適用終了日を確認の上、請求していただきますようお願いいたします。

なお、利用者が異なる地域の学校に通っているために、夏季休業期間が児童によって違っている場合には、特例的な取扱いとして、一番早く夏季休業が始まり、一番遅く夏季休業が終了する期間に合わせて、学校休業日単価を設定することとなっていますので、該当する場合は、当該市町村に御相談ください。